

# 日弁連委員会ニュース

## 5月号 CONTENTS

死刑廃止を考える	1・2面	日弁連リーガル・アクセス・センターニュース	9面
国際人権問題委員会ニュース	3・4面	国選本部ニュース	10面
裁判官制度改革・地域司法計画推進本部ニュース	5・6面	高齢社会対策本部ニュース	11面
日弁連刑事弁護センターニュース	7面	秘密保護法対策本部ニュース	12面
取調べの可視化実現ニュース	8面		

# 死刑廃止を考える

## 死刑廃止検討委員会ニュース

編集責任

日本弁護士連合会 死刑廃止検討委員会

2015 第30号

# 死刑廃止を考える日

事務局次長 黒原 智宏(宮崎県)

日弁連は、2008年から毎年「死刑を考える日」(2012年から「死刑廃止を考える日」)を開催し、死刑の問題点について考える機会としてきました。7回目となる今回は、2014年11月15日、青山学院大学大学院法務研究科の協賛を得て、同大学17号館にて、「誤判・えん罪と死刑制度」をメインテーマにシンポジウムを開催しました。

開会挨拶及び駐日英国公使からのスピーチ  
大迫唯志副会長による開会挨拶ののち、ジュリア・ロングボトム駐日英国公使からスピーチがありました。死刑廃止国である英国でも、死刑廃止法案は幾度も廃案になるなどその道のりは容易ではなく、その実現には年月を超えた粘り強い取組があったことが紹介され、死刑廃止は世界の潮流である日本では国民の多くが死刑を支持しているが、死刑に関する様々な情報を提供することによって、また違った意見が出てくるのではな



袴田巖さんと秀子さん

いか、私たちはその力になりたいと結ばれました。

### 袴田事件について(報告)

袴田巖さん御本人が登場すると、会場の熱気が一気に高まりました。巖さんからの挨拶を受けて、姉である袴田秀子さんは、弟巖の今の姿が全てを物語っている、死刑制度は廃止されるべきだと思つたと挨拶されました。その後、同事件弁護士事務局長の小川秀世(静岡県)から、2014年3月の再審開始決定に至った経緯とその後

の経過が報告されました。証拠資料である多くの写真をスクリーンに映しつつ問題点を分かりやすく説明されたほか、証拠のねつ造に関し、巖さんをはじめ家族の人生を全く顧慮しない不合理性を厳しく論難されました。刑事手続には誤りが生じ得る、そのため誤判も不可避であつて絶対的な制度ではない、それにもかかわらず絶対的な刑罰である死刑制度は誤つておるとの結論でした。袴田事件は、再審開始決定をめぐる攻防が今なお継続中ですが、注目すべき点

### パネルディスカッション

後半のパネルディスカッションでは、5人のパネリストによる熱のこもった討議が行われました。誤判と死刑制度、情報が公開されないことの問題、最高刑をどう考

えるかなど論点は多岐にわたりましたが、袴田事件の報告から引き続き登場された小川秀世(静岡県)は、日本の刑事手続には大きな問題があること、死刑制度の問題はそもそも憲法の解釈論として議論すべき問題であること、死刑制度は最たる人権制約であるが、これを正当化できる主張立証はなく憲法違反は明らかであり、この観点からの最高裁判決はまだまだなく、日弁連はこの議論をリードすべきと指摘されました。小川原優之事務局長(第二東京)は、誤判の可能性がある以上、死刑制度は廃止されるべきと考えざるを得ない、しかし情報公開が不十分で国民的議論が起きにくい、実施直前の世論調査の結果が注目される(注:世論調査の結果は裏面参照)と説明し、今後、加害者と被害者を二項対立におくのではなく最高刑の在り方を模索すべきとの考えを示しました。甲南大学法学部の笹倉香奈准教授は、アメリカでは死刑事件は特別とされ、スーパー・デュー・プロセスが保障されていること、DNA鑑定等による事件の再審理を目指すイノセンス・プロジェクトの内容(アメリカではDNA鑑定により321人が雪冤され、うち18人が死刑えん罪、死刑事件の4.1%が誤判を疑われている)を、誤判が不可避であるとの認識から近年、死刑支持率が下がり、18州が死刑を廃止していることを報告されました。菊田幸一(第二東京・明治大学名誉教授)は、量刑誤判まで含めると

誤判は実数が多い、日本は誤判を隠蔽する体質である、最終的な目標は死刑廃止であることは間違いのないが、その実現にはなお年月を要するから、死刑制度は存置したまま、命は保障される仮釈放のない終身刑を一日も早く導入すべきと主張されました。これに対し、笹倉准教授から、運動論としてはあり得るが、終身刑自体の危険性を認識して適用基準や手続保障、処遇・恩赦の在り方を検討する必要がありますとの意見がありました。朝

## 講演会

### 法的視点と宗教的視点から見た死刑制度 副委員長 足立 修一(広島)

#### はじめに

2014年12月16日、弁護士会館で、刑事法の研究者として、また、宗教者として、死刑制度と憲法理念について研究されてこられた、中京大学法学部の平川宗信教授(名古屋大学名誉教授)による講演会が開催されました。

#### 1 死刑を憲法の観点から論じる枠組

死刑を憲法の観点から論じる枠組は、適正手続論、実体的適正論によって、国家刑罰権をどうコントロールするかということになります。憲法31条が基本規定で、憲法32条以下に具体的な規定があり、憲法36条の「残酷な刑罰」については、適正手続論・実体的適正論に反する刑罰として理解すべきであるとの説明がありました。

#### 3 仏教的視点から死刑をどう見るか

仏教は人間を水平に見る考えです。仏教的視点から「死刑」はどう見られていたのでしょうか。日本では、平安朝時代には350年間、死刑を執行していなかったということであり、こ

日新聞大阪社会部「災害専門記者」の野呂雅之氏(前論説委員)は、刑事裁判はこれまで法曹三者だけで行つて市民感覚から遊離したものであったが、裁判員裁判はこれを更新する契機となり得ること、裁判員裁判経験者から多くの情報を得るべきであること、袴田事件をきっかけに、国民一人ひとりを大切にする国になるための幅広い議論が必要であることを述べられました。

#### 開会挨拶

シンポジウムは、国民的な議論を活発化させて、死刑廃止の道筋を確かなものにならなくてはならないという加毛修委員長(第一東京)の挨拶で閉会しました。約200名の参加者から、パネ

ルディスカッションでの討議が熱く深いものであった点が印象深く、同様の催しをさらに開催してほしいとの意見が寄せられるなど、盛会のうちに終了しました。



講演を行う平川教授

これは、仏教の不殺生の思想が影響していたと見られているという事です。仏教には、悪人正機(悪人こそが救われる)、業縁(時として縁によれば人間は何をするか分からない)という人間観があり、これからすると、死刑制度は、善人意識から成り立っており、自分は悪いことはしないということが前提になっています。差別意識が死刑制度を支えていると考えられるということでした。なお、平川教授の死刑論は、「憲法的刑法学の展開―仏教思想を基盤として―」に詳論されています。

#### ●おわりに

当委員会としては、以上の平川教授の御講演を踏まえ、「死刑違憲論」について改めて検討し、死刑廃止についての全社会的議論と死刑の執行停止につなげていきたいと考えています。



# 死刑制度に関する世論調査(2014年11月実施)

## の結果について

事務局長 小川原 優之(第二東京)

政府は5年に一度死刑制度に関する世論調査を行っています。前回の世論調査(2009年12月実施)では、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」(57%)、「場合によっては死刑もやむを得ない」(85.6%)という死刑存置への誘導性の強い表現を用いて、死刑存置派が8割以上いると公表していました。これに対して、日弁連は、「死刑は廃止すべきである」、「死刑は残すべきである」という端的で中立的な表現に改めること、死刑の代替刑として仮釈放のない終身刑を導入することが、死刑存置の意見に影響を与えるかどうかを把握するための質問を加えること等を求めてきました。

今回(2014年11月)実施した世論調査の結果が2015年1月に公表されましたが、「死刑は廃止すべきである」(97%)、「死刑もやむを得ない」(80.3%)と表現が変更され、さらに「もし仮釈放のない『終身刑』が新たに導入されるならば、死刑を廃止する方がよいと思えますか」という質問が加えられ、「死刑を廃止する方がよい」(37.7%)、「死刑を廃止しない方がよい」(51.5%)という結果になりました。

これは日弁連などによる世論調査に対する批判を考慮したものと見えますが、仮釈放のない終身刑という選択肢が加えられた場合、死刑存置派が80.3%から51.5%へと大きく減少することが分かりました。

また、「死刑もやむを得ない」と答えた人(80.3%)に、「将来も死刑を廃止しない方がよいと思えますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思えますか」と質問した結果、「将来も死刑を廃止しない」(57.5%)、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」(40.5%)となりました。「死刑は廃止すべきである」(全体の97%)に「死刑もやむを得ない」(全体の80.3%)のうちの「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」(40.5%)×40.5%≒全体の32.5%を足すと全体の42.2%になります。他方、「将来も死刑を廃止しない」(57.5%)は、全体の80.3%×57.5%≒全体の46.1%となり、結局、将来も死刑存置派は全体の46.1%であり、現在もしくは将来死刑廃止派は全体の42.2%となり、その差はわずかに4%しかありません。

このような結果となったのは、袴田事件の再審開始決定により死刑判決に誤判があり得ること、万一誤って死刑が執行されてしまえば取り返しがつかないことが、市民に明らかになったからだと思います。裁判員裁判により市民が死刑判決に関与する制度となり、死刑制度そのものに向き合わなければならなくなっていることが、世論調査の結果に影響していると考えられます。

今回の世論調査の結果は、日本でも市民が死刑廃止を受け入れる可能性があることを示しており、今こそ日弁連が中心となって、国会議員や、政府・法務省に働きかけ、死刑廃止と仮釈放のない終身刑について、積極的に議論をすべきときだと思えます。

# 弁護士会の活動紹介 Part 5

## 「誤判・えん罪及び死刑制度に関する勉強会」

袴田事件の再審開始決定をきっかけに、誤判・えん罪及び死刑制度に関する問題を会員間で共有するため、2014年9月、日弁連から弁護士会に本勉強会の開催を要請し、講師を当委員会から派遣しています。現時点の開催状況は表のとおりです(引き続き開催を要請中)。今回は、福島県、和歌山、山口県の各弁護士会で開催された勉強会について報告を寄せてもらいました。

### 福島県弁護士会

委員 細川 卓也

2014年12月2日、福島県弁護士会館県民ホールにて、日弁連死刑廃止検討委員会副委員長である新倉修会委員(東京)を講師として招き、誤判・えん罪及び死刑制度に関する勉強会を実施しました。

今回の勉強会の契機となった袴田事件を題材に、まず現行刑事手続の問題について説明があり、その後、立法論的提言を含むこれらの問題の解決策やより充実した弁護権の保障について講義がありました。袴田事件は死刑判決が下されたえん罪事件であり、取り返しのつかない結果がもたらされる危険があったこと、何より30年以上も日々死刑の恐怖に晒されていたという事実を改めて考えさせられました。

さらに、国際的潮流等を踏まえ、死刑存置論の根拠の妥当性を検証しつつ、死刑のない社会が望ましい理由についても講義が行われました。

講義終了後には、質疑応答の時間があり、えん罪、死刑制度に関する問題点について、予定していた時間を過ぎても熱心な議論が続きました。具体的な事例やデータを通じて誤

### 和歌山弁護士会

委員 木下 智仁

2014年12月2日午後6時から午後8時まで日弁連死刑廃止検討委員会委員長代行兼副委員長の小林修会委員(愛知県)をお招きして「誤判・えん罪及び死刑制度に関する勉強会」を開催しました。当会の会員は141名で、うち約20名が参加しました。

まず、小林会員から、袴田事件の再審開始決定に至った経緯について詳細な説明がありました。次に日本の死刑制度について、アメリカのスーパー・デュー・プロセスと対比した上で問題点の提起がありました。参加した会員からは、日本に死刑制度があるにせよ、少なくともアメリカのような制度的保障が必要であると痛感したとの声がありました。

その後、死刑制度に対する日本の世論調査の結果や国際的な潮流について説明があり、参加した会員からは、日本の世論調査の正確な結果を集計してもらいたい、制度として政策的な要素が大きいのとすれば有識者が活動しなければならぬ、代替刑は必要なのではないか等の意見が挙げられました。

当会と福島県弁護士会が本勉強会を最初に開催したと聞いていますが、会内での勉強会は大変有用と感じましたので、他会におかれましても、この機会に是非活用されることを僭越ながらお勧めします。

### 山口県弁護士会

会員 横山 詩土

2015年2月13日、日弁連死刑廃止検討委員会事務局次長の岩橋英世委員(福岡県)を講師に迎え、「誤判・えん罪及び死刑制度に関する勉強会」を開催しました。

同日に行われた本会の定期総会後に勉強会が実施されたこともあって(もちろん、本会会員の関心の高さもあって)

約2時間の勉強会の中では、死刑制度に関する国際的な潮流や、袴田事件などの日本国内の事例が紹介されました。また、死刑制度に依存してしまっているのではないかと指摘もありました。

質疑応答では、死刑の存続はやむを得ないとする立場からの意見も出され、多くの会員がこの問題に対する理解を深めることができたと考えています。最後に、本会のある会員が「死刑廃止のためには、被害者支援を充実させるべき」と述べていたことを紹介して報告とします。

誤判・えん罪及び死刑制度に関する勉強会開催状況(開催順)	
福島県弁護士会	2014年12月2日(火)
和歌山弁護士会	2014年12月2日(火)
仙台弁護士会	2015年1月15日(木)
秋田弁護士会	2015年1月28日(水)
宮崎県弁護士会	2015年2月3日(火)
山梨県弁護士会	2015年2月6日(金)
山口県弁護士会	2015年2月13日(金)
東京弁護士会	2015年2月13日(金) (三会共催)
第一東京弁護士会	
第二東京弁護士会	
札幌弁護士会	2015年2月27日(金)
茨城県弁護士会	2015年3月1日(日)
広島弁護士会	2015年3月6日(金)
釧路弁護士会	2015年3月9日(月)
岩手弁護士会	2015年3月10日(火)
富山県弁護士会	2015年4月10日(金)
鳥取県弁護士会	2015年5月16日(土)(予定)

## 御活用ください!

2014年11月、日弁連から、簡易版パンフレット「死刑廃止について議論をはじめましょう」(改訂版)、詳細版パンフレット「死刑廃止についてもっと議論してみましょう」を発行しました。

A3判二つ折りの「簡易版」は死刑廃止について考えていただくきっかけとなるように代表的な論点を抽出して作成したもので、A4判16頁の「詳細版」は、この問題についてより深く考えていただくために、論点を網羅し、具体的なデータや背景などを示して作成したものです(いずれもフルカラー)。是非御活用ください。お問い合わせは日弁連法制第二課(TEL 03-3580-9985)まで。日弁連ホームページにも掲載しています。

